

平成30年瑞穂町教育委員会第7回定例会
会議録

平成30年7月26日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 村上 豊子 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 中野 裕司 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君

指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 桶田 潔 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第17号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

- 日程第4 議案第18号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
(平成29年度対象事業分) について
- 日程第5 議案第19号 平成31年度使用小学校教科用図書採択について
- 日程第6 議案第20号 平成31年度使用中学校教科用図書採択について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、3番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。

お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第17号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、教育部長より説明をお願いします。

教育部長 議案第17号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第8項の規定に基づき、教育行

政に関する事務を行う職員を指定に伴い、瑞穂町教育委員会事務局処務規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育課長に説明させます。

詳細について説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第8項の規定に基づき、教育行政に係る相談に関する職員を教育部教育課庶務係に属する職員と指定するため、規則の一部を改正するものです。

1 ページをおめくりください。新旧対照表を使い説明させていただきます。別表第2、5条関係の表中、教育部教育課庶務係の分掌事務 第11号に「教育行政に係る相談に関すること」を加えます。あわせて、改正前第12号を改正後第13号に、改正前第11号を改正後第12号に改めます。附則として、この規則は、平成30年8月1日から施行するものです。以上で説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

村上委員 相談窓口を指定するということですが、今までの相談はどこが受けて対応していたのか、また今回の改正でどんなメリットがあるのか。

教育部長 今までも、それぞれ所管する部署に相談や問合せは来ております。相談窓口を明文化するもので、運用については今までと変わりません。

鳥海教育長 ほかが質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第17号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第18号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度対象事業分）について、教育部長より説明をお願いします。

教育部長 議案第18号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度対象事業分）について、教育委員会において審議する必要があるため、同法第25条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定に基づき、本案を提出するものです。

概略について説明いたします。議案書を1枚、おめくりください。

平成30年度 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成29年度対象事業分）案になります。それでは、2枚おめくりください。1ページになります。I 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について、説明させていただきます。1 目的ですが、1つ目は毎年、施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ること、2つ目は点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、広く町民に公表することで、町民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図ることです。2 点検及び評価の対象ですが、今回は平成29年度の事務事業が対象となります。3 点検及び評価の実施方法ですが、前年度の事務事業の進ちょく状況の総括と、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年度1回実施するものです。

①点検評価ですが、教育委員会事務局の各課・館は、実施した事務事業の取り組み状況について点検評価を行い、基準に基づき所定のシートへ記載し、部長及び課長級職員が、点検・評価の結果を踏まえ、課題の検討と今後の取り組みの方向性を示します。②教育に関する有識者の知見の活用ですが、点検評価について客観性

を確保するため、学識経験を有する方から意見を聴いています。メンバーは、東京女子体育大学 教授 田中洋一氏と青梅信用金庫瑞穂支店 支店長 柳澤一夫氏、元小学校長で学校現場に精通した倉田守人氏、以上3人の方にお願ひしました。③教育委員会は、教育に関する有識者の方の意見を踏まえ、教育目標、基本方針、施策及び事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書を作成します。

4 町議会への報告ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。5 公表ですが、町広報紙へ概要を掲載するなど、記載のとおりの方法で行います。6 点検及び評価結果の活用ですが、点検及び評価の結果は、教育目標や基本方針等の策定、施策及び事業等の改善などに活用します。

それでは1ページおめくりください。2ページになります。

「点検・評価」のランク表になりますが、内容、得点とも記載のとおり昨年度と同様です。次に「今後の方向性」についてですが、拡大から、一番下の完了・終了の7つに区分しますが、この区分も昨年度と同様です。

6ページをお開きください。平成29年度、教育委員会が所管した事務事業の点検及び評価結果の一覧です。概要を説明させていただきます。一番上の表、「方針別事業数」をご覧ください。

表の左側が平成29年度事業の点検評価、右側が平成28年度事業の点検評価の対象事業数です。それぞれの事業は、教育委員会の基本方針1から基本方針4の4つに区分し、平成29年度評価の対象事業数の合計は95事業です。この95事業は、平成28年度に比べると2事業増加しました。表の中の「評価別事業数」をみると、評価基準のAランクである「目標を上回って達成できた事業」は合計で3事業、評価基準のBランクである「目標をほぼ達成できた事業」は、91事業、評価基準Cランクの「目標を十分に達成することができなかった事業」は1事業でした。

続いて、中段あたりの、「課別事業数」という表をご覧ください。

こめじるしにあるとおり、1つの事業を複数の部署で所管していることから、先ほどの「方針別事業数」の

合計は95事業ですが、この「課別事業数」の合計は98事業となります。7ページをご覧ください。事務事業の点検・評価シートの見方についての説明です。

8ページから59ページになりますが、基本方針ごとの施策別点検・評価の個別シートとなっています。60ページをお開きください。60ページから64ページまでは、基本方針ごとの委員の皆様の意見を記載しています。教育委員会では、このご意見を踏まえた上で、引き続き効率的・効果的な教育行政を推進して参ります。

最後に、65ページ以降は、平成29年度の瑞穂町教育委員会の活動状況等になります。説明は以上でございます。

鳥海教育長
村上委員
指導課長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

新事業について、もう少し詳しく説明をお願いします。

主に、ふるさと学習みずほ学に関する事業が新規になり、教育課程に位置付けているものもあります。またこれまでやってきたものを整理したものもあります。評価は「A」にしました。これは、今まで異なり、各学校の特色が見えてきており、それを生かした教育活動が出来ているためです。

社会教育課長
教育部長

社会教育課は、新規事業はございません。

36ページをご覧ください。こちらは教育課の新規事業で屋内運動場等の非構造部材耐震化事業になります。平成29年度に設計を行い、30年度に工事を行うものです。

少し戻りまして31ページになります。こちらは図書館の事業で町図書館と学校図書館の連携になります。新規事業というわけではありませんで、今回新たに点検評価の項目に掲載したものです。

関谷職代

評価の「B」が91事業と圧倒的に多いのですが、例えば先ほど例に挙げました町図書館と学校図書館の連携について、他市の状況をみますと全学校に学校図書司書が配置されているところはあまりありません。さ

らに町図書館との意見交換も年数回実施している点を考慮すれば、自己評価の時点で「B」評価でなく「A」評価であると自信をもっていても良いのではないかと思います。

良いものには「A」評価を、積み残しがあるものには「C」評価をし次年度の施策に繋げることも考慮しても良いのかと思われます。「B」評価があまりにも多くありましたので、意見を述べさせていただきました。

教育部長

有識者会議の中でも、「A」評価ではないか、「C」評価ではないか等いろいろな意見をいただいています。

この点検評価は、なるべく数値目標をたてることが前提になります。委員の意見にあるような他市町との比較はなく、町内で今まで行われた事業との比較や当該事業の到達度がベースになります。

よりよい評価にしても良いのではとのご意見、大変ありがとうございます。

鳥海教育長

人事考課制度において、新たな事業を行うにあたり難易度を設定し、結果それを上回ることはあろうかと思えます。その反面、高いレベルにあったとしても毎年行うものであれば、今までの水準を超えて事業を展開することは、難しいものになります。評価基準が絶対評価になっていることもあり、高い水準で推移している事業は、実施したことだけでは「目標をほぼ達成できた」ことになり、「目標を上回って達成できた」にはならない仕組みになっています。特色ある事業を他市町と比較しての全うな評価は、この点検評価からは見えづらいところがあります。

また、今回「C」評価が1つあります。担当課からあがってきた時点では「D」評価になっていました。この事業は「こどもフェスティバル」が天候を理由に中止になったものです。実施できなかったので「D」という評価も一つあろうかと思いますが、視点を変えてみると、当日に至るまでに準備や会議等で重ねてきたものに対しての評価をするとの考えもあり「C」評価に変更した経緯もあります。

村上委員

現状が高止まりでそれを乗り越えることでモチベーションを維持する難しさがあると思われます。違う評価方法も入れる工夫も必要かと思いました。

教育部長 有識者会議では、部内調整後の素案に対して評価が下がったものではなく、逆に有識者の意見により上がったものがあります。また、先ほど教育長からもありましたが、人事考課は個人の目標を設定し評価するものです。一方、点検評価は組織として取り組む事業を評価するものになります。職務を遂行し評価されれば人事考課の評価もあがります。この両立で成り立っていることになっていきますので、点検評価の仕方は現状のままで行っています。未来永劫この形ではなく、ご意見を参考にさせていただきます。

村上委員 町民に対し公表するものですし、先ほどらい発言いただいている趣旨が伝わらず、「B」評価が多くなっている点だけを見られてしまうと、折角頑張っていることに繋がりにくいと思います。

鳥海教育長 公表するに当たり、工夫が必要になるものと思われま。評価書自体はこの形式をとり、総括的なものを一枚作成するなどの手段も研究課題としていきたいと考えます。

鳥海教育長 ほかがご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第18号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第19号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について、教育部長より説明をお願いします。

教育部長 「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」、提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条の規定に基づき、平成31年度使用小学校教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長に説明させます。

指導課長

平成31年度使用小学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

本年度、小学校教科用図書につきましては、検定本の中から選定を行うこととなっております。

教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が2つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

従いまして、今回の平成31年度使用小学校教科用図書の採択にあたりましては、西多摩郡4町村の教育長、教育長職務代理の8名で構成される、西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会を設置いたしました。

4月24日に、第1回採択協議会を檜原村役場3階会議室にて開催いたしました。

ここでは、採択要綱及び採択要綱に関する細目の審議及び決定をしたところでございます。

第1回採択協議会において、小学校の採択事務については、平成29年10月13日付事務連絡により、文部科学省初等中等教育局教科書課から発出された、「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」等を根拠に、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用して事務処理を行うことと決定いたしました。

また、専門部会についても「西多摩地区町村立小学校教科用図書採択要綱に関する実施細目」の「7 補則(1)」の規定に基づき、専門部会を付置せずに事務を行うことも合わせて決定いたしました。

その後、5月1日に、第1回調査委員会を檜原村役場3階会議室にて開催し、調査委員への委嘱及び任務に

ついて確認いたしました。

本調査委員会を受けまして、7月4日に、第2回調査委員会を開催し、平成27年度使用教科用図書採択協議会における調査委員会の調査報告書を確認し、それをもとに、調査委員会で調査研究報告書を作成いたしました。

7月17日に開催いたしました、第2回採択協議会におきまして、調査委員長から、これまでの調査・研究の経過報告、「内容」、「構成・分量」、「表記・表現」、「使用上の便宜」などについて説明を受け、質疑を行った後、採択協議会委員による協議を経まして、現在使用している教科用図書の継続使用の可否について、一括して採択を行い、発行者を選定いたしました。

なお、採択協議会で選定された教科用図書の発行者は、次のとおりでございます。

国語「光村図書出版」、書写、「光村図書出版」、社会、「教育出版」、地図「帝国書院」、算数「学校図書」、理科、「大日本図書」、生活、「東京書籍」、音楽「教育芸術社」、図画工作「日本文教出版」、家庭「東京書籍」、体育「学研教育みらい」。西多摩郡の各町村は、郡として地区選定をいたしましたので、同一の教科用図書を使用することになっております。このことを考慮いただきまして、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきまして、ご審議を賜りますようお願いいたします。なお、資料といたしましては、西多摩地区教科用図書採択協議会で調査委員会より提出されました、「調査委員会における調査研究報告書」と「西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会の選定理由書」を配布させていただきました。それでは、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定いたしました教科用図書につきまして、ご決定を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございますでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第19号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、議案第20号 平成31年度使用中学校教科用図書の採択について、教育部長より説明をお願いします。

教育部長

「平成31年度使用中学校教科用図書の採択について」、提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条の規定に基づき、平成31年度使用中学校教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長に説明させます。

指導課長

平成31年度使用中学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

本年度、中学校「特別の教科 道徳」教科用図書につきましては、検定本の中から選定を行うこととなっております。先ほどの議案の小学校教科用図書の採択と同様のスケジュール、同一の採択協議会となります。小学校と違う点は、5月1日に、第1回調査委員会を檜原村役場3階会議室にて開催し、「特別の教科 道徳」教科用図書の調査を専門部会長へ依頼したことです。また、本調査委員会を受けまして、専門部会において、調査・研究を2回実施し、報告書を作成したことです。その後、7月4日に、第2回調査委員会を開催し、専門部会長からの報告をもとに検討を行い、調査研究報告書を作成いたしました。

7月17日に開催いたしました、第2回採択協議会におきましては、調査委員長からこれまでの調査・研究

の経過報告、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜など詳細な説明を受け、質疑を行ったのち、協議委員の協議を経まして、発行者を選定いたしました。

採択協議会で選定された教科用図書は、別紙のとおりでございます。

小学校同様、西多摩郡の各町村は、郡として地区選定をいたしましたので、同一の教科用図書を使用することになっております。

このことを考慮いただきまして、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきまして、ご審議を賜りますようお願いいたします。

なお、資料といたしましては、西多摩地区教科用図書採択協議会に調査委員会より提出されました、「調査委員会における調査研究報告書」と「西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会の選定理由書」を配付させていただきました。

それでは、選定理由書等に基づき、採択協議会で選定されました理由を説明させていただきます。

「特別の教科 道徳」です。

東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき、日本教科書の計8者の教科書を調査し、「日本文教出版」を選定しました。

選定の理由ですが、内容については、『いじめ』と向き合う』をテーマにした教材が全学年で集録していること、「生命尊重」、「情報モラル」、「安全・防災」、「オリンピック・パラリンピック」についても全学年で取り上げていること。また、別冊の「道徳のノート」が付属しており、生徒が自分の考えなどを書き込むことができること。

構成・分量については、目次の他に、内容項目の4つの視点をどの教材で学んでいくのかと、教科等との関連を一覧できる表があること、冒頭に「道徳科で学ぶこと」、「道徳科での学び方」のページを設定しているこ

と。また、別冊ノートの巻末に「道徳の学習で学んだことを書いてみよう」のページを設定していること。

表記・表現については、文字の大きさは、10.5ポイントであること、各ページの下に難しい語句の意味の説明や行数表記があること、読みにくい漢字には振り仮名が振ってあること。また、目次ページ・各資料タイトルページは、内容項目の視点ごとに色分けされていること。

使用上の便宜については、1項目1時間、年間35時間の計画表があること、現代の社会的問題を題材としたコラムがあること。また、役割演技など、体験的な学習を促す設問が全学年に設定されており、生徒の主体的な学習が促されるようにしていること。

などの理由から選定されました。

それでは、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定いたしました教科用図書につきまして、ご決定を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございますでしょうか。

文字の割合がほかの教科書に比べて少なく感じます。読んで考えるというよりは、先生とのやりとりで考えさせるというのが主になるのでしょうか。

指導課長

イラストの量については、ほかの教科書との差異はそれほどありません。この教科書は別冊がついていて、学習が段階的に進めやすい点が特徴としてあげられます。また、教員も別冊ノートを使うことによりまして、子どもたちの進み具合や変化をくみ取りやすいメリットも考えられます。

関谷職代

調査された各社の教科書を見ましてイラストが多くあるとは感じませんし、従来の文字の配列なども変わりません。ただ道徳を学ぶに当たって、そこで学んだものをどう自分のものにするのか、また自分で学んだものを周りとうどう共有するのかなどの場面が前より増えたと見て取れます。

また、指導課長が言われた別冊のところ、どの教科書も工夫があるのですが、どう勉強して成長したかを、

先生に提出し先生がそれをみて評価できたり把握できたりができる点が、選定した教科書の優れている点だと感じました。

鳥海教育長 私も委員として選定委員会に参加したわけですがけれども、関谷職代がおっしゃられたように、別冊に書き込みができることが特徴であり、推された要因だったのではないかと思います。授業が終わり別冊を通して、子どもたちの進捗具合を見れる点が優れていたと感じました。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第20号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成30年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時47分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員